

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属,家庭部幼児保育課保育施設支
問合せ先 03 - 5803 - 1857

6年度調査

1 補助金の名称等

補助金の名称	保育所等整備事業補助金					
根拠規定等	文京区保育所等整備事業補助金交付要綱					
創設年月	平成	30	年	10	月	経過年数 〔自動計算〕 5年 終了予定年月
見直し年月	令和	6	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕 1年
見直しの内容	保育施設整備補助事業の補助基準額を改正					
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号
	05 民生費	04 児童福祉費	01 保育園費	07 私立保育園運営補助	02 私立保育園施設整備補助	8
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給					

2 補助金の概要

補助目的	保育所等待機児童の解消及び保育の質の向上を図ることを目的とする。					
補助事業等の内容	保育施設の整備、開設準備等に係る経費の一部を補助する。					
補助対象経費の内容	保育施設整備補助事業、開設準備経費補助事業、賃借料補助事業、子どもの保育環境向上事業					
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他 〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕					
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率〔補助率〕 <input type="checkbox"/> 定額〔補助額〕 <input type="checkbox"/> 補助単価〔補助単価 単位〕 <input checked="" type="checkbox"/> その他 〔その他の場合は具体的に記入〕 文京区保育所等整備事業補助金交付要綱別表に掲げる経費について算定基礎により算出した額を、補助の時期ごとに予算の範囲内で交付する。 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕					
公募の状況						
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input checked="" type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他〔					
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独 <input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有)	負担割合	区 48.1/2.15/16.15/16.2/24.5/24.1/9.1/4	国 32/48.1/2	都 15/16.1/40.4/8.1/2.1/19.2/4.16/24.6/9	補助対象者 16.3/48.1/16.1/16.3/24.3/24.1/9.1/4
上乗せの内容・理由	保育施設整備補助事業のうち防音等対策設備及び賃借料補助事業について、保育所の開設を促進するため上乗せ					

3 交付実績

(件、千円)

項目	3年度(決算)	4年度(決算)	5年度(決算)	6年度(予算)
交付(見込み)件数	52	56	57	63
決算(予算)額	1,527,549	1,357,251	1,158,098	1,143,881
国庫支出金	107,916	60,434	39,351	125,845
都支出金	915,876	891,631	839,320	684,305
その他	0	0	0	0
一般財源	503,757	405,186	279,427	333,731
交付実績の特記事項	全私立認可保育所等のうち、H29.4以降開設園			

4 補助金の交付の適否に関する基準〔○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性(公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性(有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性(適格性)(妥当性)※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	本補助金を活用することで、賃料が高額な文京区において、運営事業者が私立保育所を継続して運営できており、待機児童数も減少してきている。
課題	保育施設整備補助事業、開設準備経費補助事業については、整備時に補助して完結するものだが、賃借料補助については、10年間の時限的補助としているものの、この補助がなくなると、運営事業者の負担が増大するため、補助の継続等について検討する必要がある。
今後の方向性	賃借料補助について、平成29年4月以降開設園が対象であるが、これ以前に開設した園に対しても、職員配置状況に応じて補助範囲を広げるよう検討を進める。